

2020年3月3日

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社



『キャッシュレス・消費者還元事業』申込受付の終了について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年5月より、弊社お客様管理画面にてお申込みを受け付けて参りました「キャッシュレス・消費者還元事業」につきまして、本事業事務局での審査業務終了に伴い、弊社での申込受付を4月23日（木）12:00に終了いたします。

まだお申込みいただいていない加盟店様で、お申込みをご検討されている場合は、次ページ【参考：[キャッシュレス・消費者還元事業へのお申し込みについて](#)】をご確認の上申込受付終了日時までにお申込みいただきますようお願い申し上げます。（※）

※本事業へのお申し込みには、事前に、「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いのお申込み・審査が完了している必要がありますので、ご注意ください。

記

・申込受付終了日時

2020年4月23日（木）12:00

（お客様管理画面において、本事業お申込み画面が非表示となります）

・お問い合わせ先

【ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター】

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（受付時間：9:00-18:00）

E-mail：payment@kuronekoyamato.co.jp

※まだお申込みいただいていない加盟店様で『キャッシュレス・消費者還元事業』へのお申し込みご検討されている加盟店様は、次ページ以降【参考：[キャッシュレス・消費者還元事業へのお申し込みについて](#)】を併せてご覧ください。

【参考：キャッシュレス・消費者還元事業へのお申し込みについて（2020年4月23日（木）12:00 まで）】

1. お申し込み対象

以下①および②を満たしている場合、弊社経由でお申込みいただけます。（個人事業主様も対象です）

- ①**本事業事務局が定める「中小・小規模事業者」に該当する加盟店様**であること。
ただし、下記 a. または b. に該当する場合、**本事業の対象外**となりますのでご注意ください。
 - a. 資本金または出資金が5億円以上の大法人「1社」に、直接または間接に100%株式を保有されている場合。
 - b. 本事業登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の「通年」または「各事業年度」いずれかの課税所得の年平均額が「15億円を超えて」いる場合。

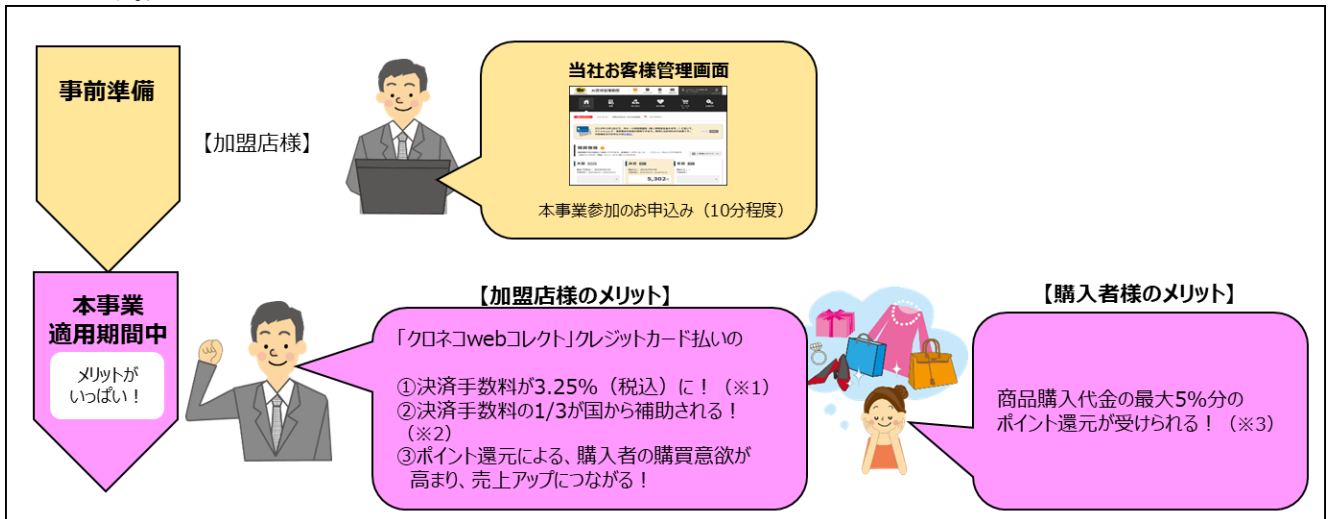
※中小・小規模加盟店および対象外の定義は下記 URL をご参照ください。

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf

- ②当社本事業対象決済サービス：「**クロネコ web コレクト**」**クレジットカード払い**のお申込手続き・審査が完了している加盟店様であること。

2. 本事業へのご参加イメージ

弊社経由で本事業参加のお申込み（10分程度の必要事項の入力）をいただくだけで、本事業適用期間中、加盟店様・購入者様に以下のようなメリットがございます。（お申し込み後、本事業事務局による審査がございます。）



※1：既に3.25%（税込）未満のご契約となっている場合、手数料の変更はございません。

※2：弊社より後日ご精算いたします。加盟店様がフランチャイズ等の場合は、この補助はございません。

※3：加盟店様がフランチャイズ等の場合は2%のポイント還元となります。なお、ポイント還元の上限額は、カード会社により異なります。（一部対象外となるカードがあります。）

（補足）決済手数料について

本事業適用期間終了後の手数料は、「本事業適用期間前の手数料」が適用されます。

期間	～本事業適用開始日前日	本事業適用開始日～2020/6/30	2020/7/1～
手数料率	現在ご契約の手数料	3.25%（税込）	現在ご契約の手数料

3. お申し込み方法について

本事業へのお申し込みをご希望される場合は、お客様管理画面よりお申し込みをお願いいたします。

本事業へのお申し込みは、**お客様管理画面**
<https://payment-yamatofinancial.jp/websevice/shop>
よりお願いいたします。
(2020年4月23日(木)12:00をもちまして、本事業に関する表記は非表示となります。)



「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いを未申込の加盟店様はサービスの追加申込み・審査完了をご確認の上、本事業参加をお申し込みください。

4. お申し込み後の流れについて

加盟店様からのお申し込み情報は、順次審査の上、弊社より本事業事務局へ送付しております。その後、**本事業事務局から弊社に下記内容が通知され次第**、以下の2段階（※）にて弊社より加盟店様へメールにてご連絡差しあげます。

	ご連絡主旨	補足
STEP1	本事業用 ID のお知らせ	本事業事務局にて発行された「加盟店事業者 ID」「加盟店 ID」をお知らせいたします。 なお、この ID 通知は、審査通過のお知らせではございません。
STEP2	審査結果のお知らせ	本事業事務局による審査結果、審査通過時は「本事業適用開始日」をお知らせいたします。

※このほか、本事業参加をお申込みいただいた契約番号にて「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いの契約が確認できない場合や、本事業事務局が定める「中小・小規模事業者」の基準を満たしていないことが判明した場合などにつきましても、本事業お申し込み時にご登録いただきましたメールアドレス宛にご連絡差しあげます。

5. キャッシュレス・消費者還元事業について

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

※キャッシュレス・消費者還元事業サイト <https://cashless.go.jp/>

以上